# マイナンバーカード

休日臨時相談窓口を開設します



11/29(日) 〈場所〉総合窓口課窓口係、各支所窓口係 〈時間〉8時30分~16時45分

### \ 受付内容 /

### マイナンバーカードの交付

- ※交付通知はがきに記載されている交付 場所で受け取れます。
- ※交付には1人あたり15分~30分程度 時間がかかります。
- ※15歳未満の方の受け取りや、やむを得 ない理由で本人が来られない場合は、事 前に問い合わせてください。

- 電子証明書の更新
- マイナンバーカードの 申請サポート
- マイナポイントの予約、 申し込みサポート

問総合窓口課 窓口係 ☎・お太助フォン42-5616/各支所(連絡先はP3目次下部に記載)

# 年金生活者支援給付金制度

公的年金や、その他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支 援するために、年金に上乗せして「年金生活者支援給付金」が支給されます。



- ●老齢基礎年金受給者で、以下の全てに該当する方
  - ・65歳以上
  - ・世帯員全員が市民税非課税
  - ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879.900円以下
- ●障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している方で、

前年所得が約426万1千円※以下の方 ※扶養親族の数に応じて増額



●新たに年金生活者支援給付金を受給する方

対象者には、10月中旬からお知らせが送付されます。同封のはがきに必要事項を記入

- ※令和3年2月1日までに請求手続きが完了した場合、今年の8月分からさかのぼって 受け取れます。
- ●年金の受給を開始する方

年金の請求手続きと併せて、年金事務所または保険医療課医療保険年金係で請求手 続きを行ってください。

問三次年金事務所 ☎0824-62-3107

玉

金

ておきた



## 行政情報

### 届け出が必要です 家屋の新築・増築・取り壊し

家屋の固定資産税は、毎年1月1日時点で存在する 家屋を対象に作成した台帳を基に、家屋所有者が納 付する税です。今年中に新築などをした方は届け出が 必要ですので税務課資産税係、または各支所窓口係 へ届け出てください。

届出用紙は納税通知書添付のものか、届出先に備 え付けのものを利用してください。

- 今年中に新築、増築、取り壊した家屋
- 今年中に完成予定の家屋
- 昨年以前に新築、増築し評価を受けていない家屋
- 昨年以前に取り壊し、または倒壊した家屋で、令和2 年度固定資産税納税通知書に添付された課税明細 書にまだ記載されている家屋
- 登記されていない家屋の売買

問税務課 資産税係 担当:森川 ☆・お太助フォン 42-5614 월 42-2130

### 手話通訳•要約筆記資格 受験費用を助成します

「手話通訳」「要約筆記資格」の受験費用を助成して います。希望する方は社会福祉課障害者福祉係に申請 してください。

### 《対象試験》

- 手話通訳者全国統一試験
- ◆国統一要約筆記者認定試験

《対象者》以下の全てに該当する方

- ■本市に住民票がある方
- 市の意思疎通支援登録者として活動が可能な方
- ■受験費用の補助を他に受けていない方

### 《助成額》

■ 試験の受験料

※申請には受験票の写しと受験料の領収書の写しが必 要です。試験終了後に申請してください。

※試験結果は問いません。

問社会福祉課 障害者福祉係 担当:好岡 ☎・お太助フォン 42-5615 월 42-2130

### 国民健康保険・後期高齢者医療保険 服薬の重複や薬の飲み合わせを確認しましょう

10月下旬から、被保険者の病気の重篤化防止や医 療費削減を目的として、服薬情報通知を送付します。

通知を受けた方は、その通知をかかりつけ医やか かりつけ薬局で提示し、重複している薬や飲み合わせ の悪い薬を確認してください。

《対象》以下の全てに該当する方(加入保険ごと)

- ○国民健康保険
- 60歳以上75歳未満の方
- 6種類以上の薬を服用している方
- 2か所以上の医療機関を受診した方
- ○後期高齢者医療保険
- 6種類以上の薬を服用している方
- 2か所以上の医療機関を受診した方

### ■外出時には「お薬手帳」を携帯しましょう

外出時の思わぬけがや体調不良で、病院を利用す ることもあります。いつも服用している薬やアレル ギー等の情報をお薬手帳に記録しておくことで、自 身の健康を守るために大変役立ちます。

お薬手帳は病院や薬局ごとに別々の手帳を作らず 一冊にまとめるようにしましょう。



間保険医療課 医療保険年金係 担当:深井 ☎・お太助フォン 42-5619 월 42-2130